

鯖江市中河小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

＜本校の誓い＞

学校教育に携わる私たち一人ひとりが、問題の重要性を強く認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を心がけます。問題を隠さず、家庭・地域・市教育委員会等とも連携して、いじめのない学校を創ります。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめのない学校づくりを目的に、家庭や地域、市教育委員会等と連携して、いじめ防止等の対策に全力を挙げて取り組みます。
- (2) 本校は、全ての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめと認識しながら放置しないこと、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、一人ひとりが互いの人格を尊重し、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にするとともに、他者を思いやり、互いに認め助け合える、心の繋がりを大切にして勇気ある行動ができる人の育成を目指します。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。＜「いじめ防止対策推進法」第2条より＞

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査（いじめのアンケート等）を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 家庭や地域での挨拶を大切に、心のつながりを持てるようにします。また、全校を挙げて丁寧な言葉遣いを心がけ、他者を思いやる心を表現できるようにします。
- 自分も他者も大切に、思いやる心を育てるために、一人ひとりのよさを認め、障害のある

児童の言動などを理解する等、縦割り班活動を通して互いに認め合う学校づくりに取り組みます。

○道徳教育や体験活動を通して、児童の絆を深め、お互いに認め合い助け合い、協力し合う心の育成に努めます。

○教育相談を充実させ、日々の児童の様子を的確に把握できるようにします。

○ポジティブ教育（レジリエンス教育、ソーシャルスキル教育、ピア・サポート活動）に取り組み、児童の自己肯定感や自己有用感を高めることができるよう努めます。

（２）学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】アンケートや相談活動を通して、いじめ・不登校・要支援児童を把握し、未然防止等適切な対応をすることができた。

【保護者】子どもは楽しく学校に通っている。

【児童】自分や相手を大切にする言動ができた。

（３）いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○いじめのない学校・学級づくり

縦割り班活動や異学年交流活動などお互いの絆と信頼関係が構築できる活動を企画し、互いに認め合い励まし合える環境の充実を図ります。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動を通して、児童が主体的に活動する姿を認める教育を推進することにより、一人ひとりの高い人間性を構築できるようにします。

○授業改善

児童が「わかる」「できる」「主体的に学ぶ」授業づくりに努め、一人ひとりの学力向上のために授業改善を図ります。教材研究や学習形態の工夫、公開授業を基盤とした教員同士による高め合いなどに継続して取り組みます。

○開かれた学校づくり

いじめへの対処方針やいじめ防止への取組等を積極的に発信し、家庭や地域住民の理解と協力を得ながら、開かれた学校を目指します。

○いじめ予防授業

弁護士を活用した「いじめの予防授業」を積極的に取り入れ、いじめが人権を深く傷つける問題であることを児童と一緒に考えていきます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用

についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。また、情報モラルについての授業を定期的に取り入れ、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的にしています。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

日々児童の表情や行動を細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

「学校生活アンケート」を定期的に行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教職員間の強固な協力体制

- ①担任はアンケートをもとに個別に聞き取りを行い、事実関係を把握します。（学年間で共有）
- ②いじめに関する情報（疑いを含む）がアンケートの回答にあった場合には必ず、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、管理職に報告します。
- ③いじめの事例を全職員に周知し、共通理解を図ります。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係が構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、保護者対象のいじめアンケート（年２回実施）などを通して、保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さない環境を構築し、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかまいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

- いじめを認知したら、速やかに「いじめ対応サポート班」に情報を提供し、特定の教職員で抱え込まず、学校全体で対応にあたります。
- いじめたとされる児童及びいじめられた児童から事実確認を行い、いじめられた児童の安全や心身の状況に十分配慮しながら適切な指導を行います。
- 確認した事実と指導した内容について、いじめを受けていた児童の保護者に報告するとともに、必要に応じて、いじめた児童の保護者に連絡をします。
- いじめられた児童、いじめた児童の心身の状況に配慮するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関とも連携を図りながら、早期解決に向け最善の方策を講じます。
- 毎月行うアンケートは、各学級で1年毎にファイリングし、年度末に全学級のファイルをまとめて回収します。このファイルは児童が卒業するまで保管をし、いつでも確認したり、経過を見たりすることができるようにしておきます。
- ネットいじめにおいては、スマートフォンの契約者である保護者に協力を依頼し、共に解決に導くようにします。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察や児童相談所、医療機関、民生委員や児童委員等の関係機関と連携を図りながら早期解決に努めます。

(6) いじめの解消

- いじめに係る行為が止んだときから相当の期間（3ヶ月を目安とする）が経過し、かつ被害児童に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたときをもって、いじめが解消されたと判断します。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命や心身に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑い」があるときは、次のように対処を行います。
 - ・重大事態が発生したと判断し、その旨を市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・調査組織を設置し、事実関係の照合、事実の共通理解、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が事実調査の主体となる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
 - ・家庭訪問や電話連絡等を迅速に行い、家庭との連携を十分図り、早期学校復帰を支援します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

- いじめの防止に関して指導の方針等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に（月2回以上）開催します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭等

<活動>

- ・未然防止や早期発見、早期対応についての対策などの年間行動計画の作成・実行・検証・

修正

- ・いじめの相談・窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関わる情報の収集
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の対応（情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・教育委員会や関係機関等との連携

（２）いじめ対応サポート班

- 「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめが起きた時、その早期解決に向けた次の取組みを行います。

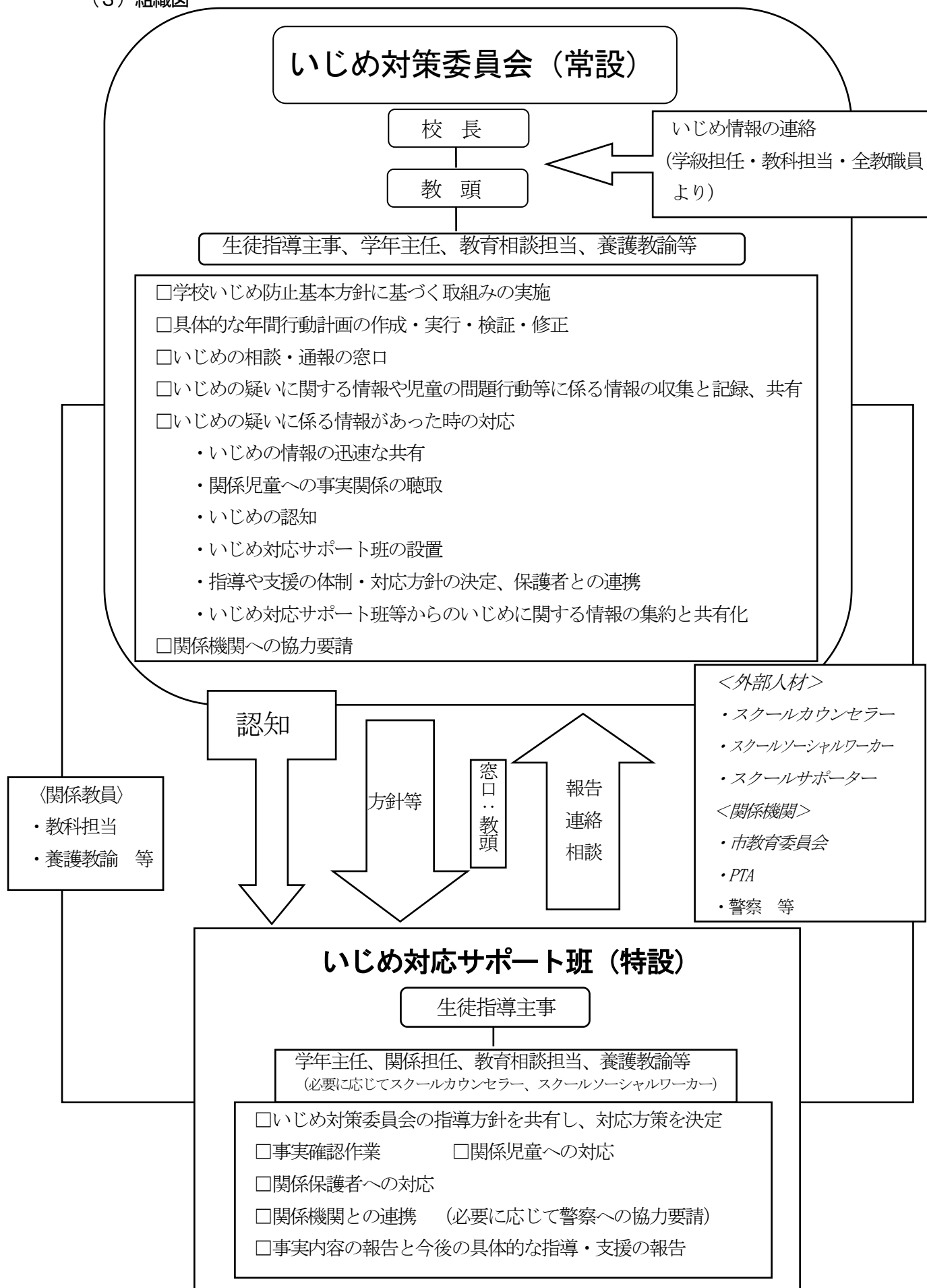
＜構成員＞

生徒指導主事、学年主任、関係担任、教育相談担当、養護教諭等
（必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）

＜活動＞

- ・当該いじめ事案の対応方策の決定
- ・被害児童、加害児童への個別面談による事実確認及び両者の事実関係のすり合わせ
- ・確認した事実と指導事項の共通理解（校長、教頭への報告）
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察との連携

(3) 組織図



	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
4 月	いじめ対策委員会 ・いじめ防止基本方針の確認 ・年間行動計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ 基本方針の公表					縦割り班活動計画 ・リーダー育成 ・5, 6年連携	
		縦割り班活動のスタート ・絆づくり ・リーダー意識の高揚 ・活動への協力					
		学校生活アンケート					
		家庭所在地確認					
5 月	(いじめ対応サポート班の設置)						
	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握						
	授業研究 ・授業改善 ・子どもの居場所づくり、絆づくりを意識した学級活動の計画	さつま芋植え ・思いやり、協力する心の育成		田植え体験 ・協力する心の育成			
		縦割り班活動 ・絆づくり ・体育大会に向けた協力と積極的な活動					
		学校生活アンケート					
6 月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握						
	保護者会 ・児童の家庭での情報収集						
	校内研修 ・年間を通しての人権教育、道徳教育、読書活動等の計画作成と確認						
		演劇鑑賞 ・豊かな心の育成					
		学校生活アンケート					
		教育相談週間（担任との個別面談）					
						宿泊学習 ・協力する心の育成 ・自主活動の推進	

〔7～9月〕

鯖江市中河小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握					意識調査	
	いじめアンケート（保護者） ・保護者からいじめの情報収集				合宿通学 ・他者を思いやる心、協力する心の育成		
	学校評価 ・アンケートから状況把握						
8月	いじめ対策委員会 ・学校評価の結果を基に、1学期の反省と2学期取組方針の決定 ↓ 職員会議 ・取組の共通理解	親子読書、親子クリーン作戦、地区行事への参加					
	いじめに関する校内研修 ・教員のいじめ意識の点検 ・2学期の取組確認						
9月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握	学校生活アンケート					
	学校評価結果や2学期の取組を公表						
		SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)との個別面談					

〔10～12月〕

鯖江市中河小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握	秋の校外学習 ・絆づくり ・協力する心、他者を思いやる心の育成					修学旅行 ・協力する心の育成 ・場に応じた言葉遣いの習得 ・自主活動の推進
				体験活動 (稲刈り・大豆の収穫) ・協力する心の育成			
		ファミリースクール（親子体験学習等）					
		学校生活アンケート					
		SC、SSWとの個別面談		世代間交流 ・地域の方々と心の交流 ・自主活動の推進			
11月	いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握 校内研修 ・人権教育、道徳教育、読書活動等の推進 いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握	地区文化祭への参加					
				SC、SSWとの個別面談			小中連携事業体験入学 ・異校種生との交流 赤ちゃん和小学生のふれあい教室 ・生命の尊さを知る
		学校生活アンケート					
		教育相談週間（担任との個別面談）					
12月	いじめアンケート（保護者） ・保護者からいじめの情報収集 保護者会 ・児童の家庭での情報収集 学校評価 ・アンケートから状況を把握し、今後の改善策を検討	児童集会 ・絆づくり ・協力する心、他者を思いやる心の育成 ・縦割り班のリーダー養成					意識調査
				SC、SSWとの個別面談			福祉協力 ・地域の高齢者の方々に年賀状を送付

鯖江市中河小学校

10

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、**社会総がかり**でいじめの問題に向き合い、対処していくための、**基本的な理念や体制**を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、**「計画的」「組織的」**に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら**学校に連絡**するなどの対応をお願いします

「重大事態」には**調査組織を設置**します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめとは、何か



いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

どの子供にも起こりうる、いじめ

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査2013-2015

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

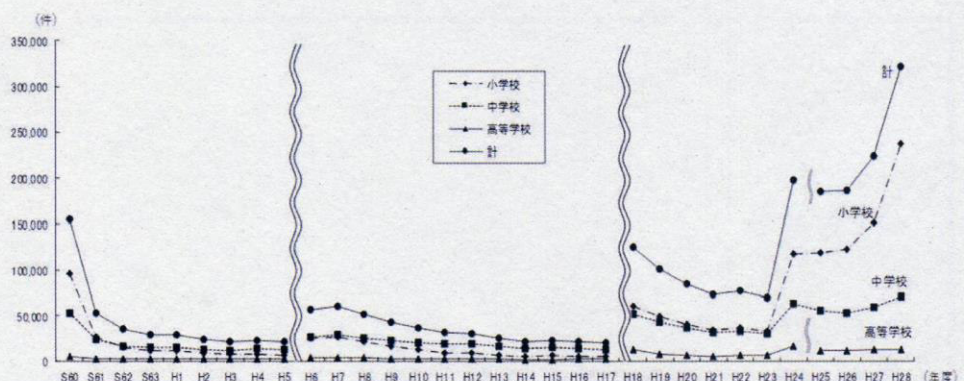
ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数の推移

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。



なやみいおう

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

保存版

いじめのサイン

発見シート



監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がでない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



夜間 (就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



お子さまの
ようすは
いかがですか？



夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出てることがあります。



- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310